



厚生労働省奈良労働局発表
平成29年3月22日

担当

奈良労働局労働基準部
監督課
課長 上野 諭
監察監督官 木村 聖
電話 0742-32-0204

平成28年11月に実施した長時間労働に係る監督の結果 ～重点監督を実施した事業場の8割以上の事業者に違反を認める～

奈良労働局（局長 吉野彰一）では、平成28年11月に、「過重労働解消キャンペーン」の一環として奈良労働局管内の労働基準監督署による集中的な監督指導を実施した結果について取りまとめましたので、その結果を公表します。

46事業場に対し監督指導を実施した結果、8割以上にあたる40の事業者に違反を認め、行政指導を実施しました。

奈良労働局では、今後も継続して長時間労働を行う事業場に対して監督指導を実施していきます。

監督指導結果の概要

(1) 監督実施現場

46事業場

(2) 違反の状況

40事業場（全体の87.0%）において、法違反が認められた。

(3) 主な違反の内容

○労働時間に関する法違反・・・・・・・28事業場

○賃金不払残業に関する法違反・・・・・・・11事業場

○健康障害防止に関する法違反・・・・・・・13事業場

※監督指導事例は別紙参照

(4) 月80時間を超える時間外労働の状況

月80時間を超えるもの：9事業場

うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月100時間を超えるもの：5事業場

月80時間を超えて100時間以下のもの：4事業場

監督指導事例

事例1 一般飲食店

36協定を締結していなかったにも関わらず、最長月107時間の時間外労働を行わせていた。

監督署の対応

労基法第32条（労働時間）違反を是正勧告、及び時間外労働の更なる削減等過重労働の防止について、文書指導を行った。

事例2 その他の製造業

固定残業手当制を導入するも、明らかに不足額が生じていた。また、タイムカードの処理に不備があり労働時間の適正な把握がなされていなかった。

監督署の対応

労基法第37条（割増賃金）違反を是正勧告し、割増賃金の適正な支払いを求めるとともに、労働時間の適正把握について文書指導を行った。

事例3 卸売業

最長月121時間の時間外労働を行わせ、36協定の限度時間(月100時間)超えが認められた。また、過重労働による健康障害防止対策である医師による面接指導が実施されていなかった。

監督署の対応

労基法第32条（労働時間）違反を是正勧告し、また、時間外労働削減及び医師による面接指導の適切な実施について、文書指導を行った。

労働基準法

第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第37条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならぬ。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

② 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。

③ 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。

④ 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が

必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

- ⑤ 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。